

令和8年大府市規則一覧

公布日 令和8年1月30日

- 第1号 大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第2号 大府市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則
- 第3号 大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第1号

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年大府市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、大府市民活動ボランティアセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出施設等）</p> <p>第4条 条例第5条第1項に規定する貸出施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（利用の登録の申請）</p>	<p>大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大府市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成20年大府市条例第14号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、大府市民活動センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（貸出施設等）</p> <p>第4条 条例第6条第1項に規定する貸出施設等は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（利用の登録の申請）</p>

改正後	改正前
<p>第5条 条例第5条第2項に規定する利用の登録は、<u>大府市民活動ボランティアセンター</u>登録・登録変更・登録取消申請書（第1号様式）を市長（条例第12条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。次項、次条及び第9条において同じ。）に提出することにより行うものとする。利用の登録を受けた者が、登録された内容を変更し、又は登録の取消をしようとする場合においても、同様とする。</p>	<p>第5条 条例第6条第2項に規定する利用の登録は、<u>大府市民活動センター</u>登録・登録変更・登録取消申請書（第1号様式）を市長（条例第13条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。次項、次条及び第9条において同じ。）に提出することにより行うものとする。利用の登録を受けた者が、登録された内容を変更し、又は登録の取消をしようとする場合においても、同様とする。</p>
2 略	2 略
<p>3 条例第5条第3項に規定する利用の登録の抹消は、<u>大府市民活動ボランティアセンター</u>登録抹消通知書（第2号様式）により行うものとする。 (利用の手続)</p>	<p>3 条例第6条第3項に規定する利用の登録の抹消は、<u>大府市民活動センター</u>登録抹消通知書（第2号様式）により行うものとする。 (利用の手続)</p>
<p>第6条 貸出施設等を利用しようとする者は、<u>大府市民活動ボランティアセンター</u>利用申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。 (使用料の減免)</p>	<p>第6条 貸出施設等を利用しようとする者は、<u>大府市民活動センター</u>利用申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。 (使用料の減免)</p>
<p>第7条 大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）第6条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>市が利用する場合は、使用料の全額を免除する。</u></p> <p>(2) <u>自治区、コミュニティ推進協議会、ボランティア団体（市内に拠点を置き、無償で社会や地域のために自主的に活動する団体に限る。）その他市長が特に必要と認める者が会議室を利用する場合は、使用料の全額を免除する。</u></p>	<p>第7条 大府市使用料条例（昭和45年大府市条例第48号）第6条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>使用料を無料とする場合 市が利用する場合</u></p> <p>(2) <u>使用料を減額する場合 利用の登録を受けた団体が、当該団体の設立の日から3年を経過する日までの間に団体活動室を利用する場合 100分の50の減額</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(3) 利用の登録を受けた団体が、当該団体の設立の日から3年を経過する日までの間に団体活動室を利用する場合は、使用料の100分の50を減額する。</u></p>	
<p>(指定管理者の指定の申請)</p>	
<p>第10条 条例第13条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>大阪府市民活動ボランティアセンター</u>指定管理者指定申請書（第4号様式）を市長に提出することにより行うものとする。</p>	<p>第10条 条例第14条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、<u>大阪府市民活動センター</u>指定管理者指定申請書（第4号様式）を市長に提出することにより行うものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

大府市民活動ボランティアセンター登録・登録変更・登録取消申請書

年 月 日

大府市長 殿
(指定管理者)申請者 住 所
氏 名
電話番号

大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、利用の【登録・登録変更・登録取消】を申請します。

ふりがな			
団体名			
所在地	〒		
ふりがな 代表者氏名		団体設立 年月日	年月日
団体連絡先	電話番号: () - FAX: () - メール:	会員数 (現在の人数)	人
活動目的 ・ 活動内容			
主な活動場所			
定例会	場所: 時間: <input type="checkbox"/> 毎週 曜日 時～ 時 <input type="checkbox"/> 每月 第 曜日 時～ 時 <input type="checkbox"/> その他 ()		
利用施設 及び設備	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 団体活動室 <input type="checkbox"/> ロッカー <input type="checkbox"/> 料理室 <input type="checkbox"/> メールボックス <input type="checkbox"/> 印刷室		
外部への 情報提供	<input type="checkbox"/> 全て可 ・ <input type="checkbox"/> 一部のみ可 【団体連絡先・定例会・行事】		
特記事項			
※センター記入欄	登録番号	登録年月日	年 月 日

添付書類:会員名簿(任意様式)

- 備考: 1 この申請書に記載された申請者及び団体の情報は、大府市民活動ボランティアセンターからの連絡用(一部、外部等への情報提供を含む。)として使用します。
 2 登録変更の場合は、変更のある項目のみを記入してください。
 3 登録取消の場合は、特記事項の欄に理由を記入してください。

第2号様式の規定中「大府市民活動センター」を「大府市民活動ボランティアセンター」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

大府市民活動ボランティアセンター利用申請書

年 月 日

大府市長 殿
(指定管理者)申請者 住 所
氏 名
電話番号

団体名 :	登録番号 :
-------	--------

大府市民活動ボランティアセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定により、次のとおり施設及び設備の利用を申請します。

利用施設 及び設備	<input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 団体活動室 <input type="checkbox"/> ロッカー <input type="checkbox"/> 料理室 <input type="checkbox"/> メールボックス <input type="checkbox"/> 印刷室		
利用施設 及び設備	利用日時	利用人員	利用目的
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで	人	
減 免	<input type="checkbox"/> 適用（大府市民活動ボランティアセンターの設置 及び管理に関する条例施行規則第7条第 号） • 通常使用料 円 • 減 免 額 円 <input type="checkbox"/> 不適用	領収済印	
使 用 料	円		

第4号様式中「大府市民活動センター」を「大府市民活動ボランティアセンター」に、「第13条第1項」を「第12条第1項」に、「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大府市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第2号

大府市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大府市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和4年大府市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第13号様式及び第20号様式中「□健康保険被保険者証」及び「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月30日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市規則第3号

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大府市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年大府市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 子ども・子育て支援給付</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 子育てのための施設等利用給付（第13条の2—第13条の6）</p> <p> <u>第4節 乳児等のための支援給付（第13条の7—第13条の12）</u></p> <p>第3章 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等</p> <p> 第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第14条—第20条）</p> <p> <u>第2節 特定乳児等通園支援事業者（第20条の2—第20条の8）</u></p> <p> <u>第3節 特定子ども・子育て支援施設等（第21条—第26条）</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 子ども・子育て支援給付</p> <p> 第1節・第2節 略</p> <p> 第3節 子育てのための施設等利用給付（第13条の2—第13条の6）</p> <p>第3章 特定教育・保育施設<u>及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等</u></p> <p> 第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（第14条—第20条）</p> <p> <u>第2節 特定子ども・子育て支援施設等（第21条—第26条）</u></p>

改正後	改正前
附則 (施設等利用給付認定の変更届)	附則 (施設等利用給付認定の変更届)
第13条の6 略 第4節 乳児等のための支援給付 <u>(乳児等支援給付認定の申請)</u>	第13条の6 略
<u>第13条の7 法第30条の15第1項の規定による認定の申請は、乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) 認定申請書 (第9号様式の7) によるものとする。</u> <u>(乳児等支援給付認定の決定等)</u>	
<u>第13条の8 法第30条の15第3項の規定による認定証の交付は、乳児等支援支給認定証 (こども誰でも通園制度認定証) (第9号様式の8) によるものとする。</u>	
<u>2 法第30条の15第1項の規定による認定の申請について、乳児等支援給付を受ける資格を有すると認められないときは、乳児等支援給付認定申請却下通知書 (第9号様式の9) により通知するものとする。</u> <u>(乳児等支援給付認定の取消しの通知)</u>	
<u>第13条の9 府令第28条の25第1項の規定による乳児等支援給付認定の取消しの通知は、乳児等支援給付認定取消通知書 (第9号様式の10) によるものとする。</u> <u>(乳児等支援給付認定の変更届)</u>	

改正後	改正前
<p><u>第13条の10 府令第28条の26第1項の規定による乳児等支援給付認定の変更の届出は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届（第9号様式の11）によるものとする。</u></p> <p><u>（支給認定証の再交付の申請）</u></p>	
<p><u>第13条の11 府令第28条の27第1項の規定による乳児等支援支給認定証の再交付の申請は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書（第9号様式の12）によるものとする。</u></p> <p><u>（乳児等支援給付認定の消滅届）</u></p>	
<p><u>第13条の12 乳児等支援給付認定保護者は、法第30条の18第1項第1号又は第2号に該当する場合は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定消滅届出書（第9号様式の13）により届け出るものとする。</u></p> <p>第3章 特定教育・保育施設、<u>特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者</u>並びに特定子ども・子育て支援施設等 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の停止)</p>	<p>第3章 特定教育・保育施設及び<u>特定地域型保育事業者</u>並びに特定子ども・子育て支援施設等 (特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の停止)</p>
<p>第20条 略</p> <p><u>第2節 特定乳児等通園支援事業者</u> <u>(特定乳児等通園支援事業者の確認の申請)</u></p> <p><u>第20条の2 法第54条の2第2項の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第18号様式の2）に市長が定める書類を添付して行うものとする。</u></p>	<p>第20条 略</p>

改正後	改正前
(特定乳児等通園支援事業者の確認等の通知)	
<p><u>第20条の3 市長は、法第54条の2第2項の規定に基づき確認をするときは、特定乳児等通園支援事業者確認通知書（第18号様式の3）により通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第54条の2第2項の規定に基づき確認をすることが適当でないと認めるときは、特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書（第18号様式の4）により通知するものとする。</u></p>	
<p><u>(特定乳児等通園支援事業者の確認の変更申請)</u></p> <p><u>第20条の4 法第54条の3において準用する法第44条の規定による確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）（第18号様式の5）によるものとする。</u></p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業者の変更の届出)</u></p> <p><u>第20条の5 法第54条の3において準用する法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者変更届出書（利用定員の変更以外）（第18号様式の6）によるものとする。</u></p> <p><u>2 法第54条の3において準用する法第47条第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者変更届出書（利用定員の減少）（第18号様式の7）によるものとする。</u></p> <p><u>(特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退)</u></p> <p><u>第20条の6 法第54条の3において準用する法第48条の規定による辞退は、</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（第18号様式の8）によるもの</u> <u>とする。</u> <u>（特定乳児等通園支援事業者の確認の取消し）</u></p>	
<p><u>第20条の7 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定による</u> <u>確認の取消しは、特定乳児等通園支援事業者確認取消通知書（第18号様式</u> <u>の9）によるものとする。</u> <u>（特定乳児等通園支援事業者の確認の停止）</u></p>	
<p><u>第20条の8 法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定による</u> <u>確認の全部又は一部の効力の停止は、特定乳児等通園支援事業者確認停止</u> <u>通知書（第18号様式の10）によるものとする。</u> <u>第3節 特定子ども・子育て支援施設等</u></p>	<p><u>第2節 特定子ども・子育て支援施設等</u></p>

第9号様式の6の次に次の7様式を加える。

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

大府市長様

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。	

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ			生年月日	性別	児童との続柄
	氏名					
	現住所	〒				
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒			
	電話番号					
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「課税証明書(所得証明書)」を添付してください。				
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生年月日	性別	児童との続柄
	フリガナ					
	氏名					
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒			
電話番号			メールアドレス			

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数						
	1	フリガナ			生年月日	性別	児童との続柄
		氏名					
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒			
	障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
	その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: □添付あり / □添付無し □その他(具体的に記載:))			
	フリガナ			生年月日	性別	児童との続柄	
	氏名						
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				
	2	障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: □添付あり / □添付無し □その他(具体的に記載:))				
フリガナ			生年月日	性別	児童との続柄		
氏名							
現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒					
3	障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等: □指示書等の添付 □食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>: □添付あり / □添付無し □その他(具体的に記載:))				

第9号様式の8(第13条の8関係)

年 月 日

様

大府市長

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に大府市を被告として(訴訟において大府市を代表する者は大府市長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

年 月 日

様

大府市長

乳児等支援給付認定申請却下通知書

申請のありました乳児等支援給付認定申請について、次の理由により却下しましたので通知します。

児童の氏名、及び生年月日	
申請日	
却下理由	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第9号様式の10（第13条の9関係）

第 号
年 月 日

様

大府市長

乳児等支援給付認定取消通知書

子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により、乳児等支援給付認定について、下記のとおり取り消しましたので通知します。

なお、速やかに乳児等支援支給認定証を返還してください。

記

認定証番号	
児童氏名	
生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消理由	
返還先	
返還期限	年 月 日
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

年 月 日

大府市長様

届出者氏名

乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定変更届

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID（メールアドレス）	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ	生年月日	年 月 日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年 月 日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年 月 日生
氏名		
フリガナ	生年月日	年 月 日生
氏名		

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> その他
------	--

変更内容	<input type="checkbox"/> 変更前の氏名 () <input type="checkbox"/> 変更前の住所 () <input type="checkbox"/> 変更前の電話番号 () <input type="checkbox"/> その他変更事項 ()
------	---

変更理由	<input type="checkbox"/> 婚姻等 <input type="checkbox"/> 引越し <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）再交付申請書

大府市長様

保護者 住所 大府市 町
氏名 _____
電話番号 _____

次のとおり、乳児等支援給付費に係る認定証の再交付を次のとおり申請します。

児童氏名	(ふりがな)	認定番号

年 月 日生 (歳)		
住所	保護者との 続柄	
申請の理由		

年 月 日

大府市長様

届出者氏名

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	<input type="checkbox"/> 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名 都道府県 市町村】 <input type="checkbox"/> 入所・入園等 <input type="checkbox"/> その他()
------	--

第18号様式の次に次の9様式を加える。

第18号様式の2（第20条の2関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

大府市長様

所在地 _____

申請者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事 業 所 の 名 称			
事 業 所 の 所 在 地			
区 分	<input type="checkbox"/> 一般型乳児等通園支援事業 <input type="checkbox"/> 余裕活用型乳児等通園支援事業		
設置者・事業者の主たる 事 業 所 の 所 在 地	〒 -		
	電 話:		
	メ ール:		
設 置 者 事 業 者 の 代 表 者	フリガナ	職 名	
	氏 名	生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日		

2. 添付書類

別紙「添付書類一覧」のとおり

第18号様式の3（第20条の3関係）

特定乳児等通園支援事業者確認通知書

年 月 日

様

大府市長

印

子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業者に係る確認をしましたので、次のとおり通知します。

記

施設又は事業所			
主たる事務所の所在地			
代表者の氏名及び住所			
事業開始年月日	年	月	日
確認年月日	年	月	日
施設又は事業の種類			
事業者・事業所番号			

第18号様式の4（第20条の3関係）

特定乳児等通園支援事業者確認申請却下通知書

年 月 日

様

大府市長

印

子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業者に係る確認について、下記の理由により却下することとしましたので、通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第18号様式の5（第20条の4関係）

特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（利用定員の増加）

年　月　日

大府市長様

所在地_____

申請者　　氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を増加したいので、同法第54条の3において準用する同法第44条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話：		
	メール：		

2. 利用定員を増加しようとする理由等

変更前の利用定員（人）				変更後（増加）の利用定員（人）			
(参考)				(参考)			
0～2歳	0歳	1歳	2歳	0～2歳	0歳	1歳	2歳
利用定員を増加しようとする理由							

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第18号様式の6（第20条の5関係）

特定乳児等通園支援事業者変更届出書（利用定員の変更以外）

年　月　日

大府市長様

所在地_____

届出者　　氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けた事項に変更があったので、同法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話：
	メール：

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

変更事項	
	事業所の名称
	事業所の場所（所在地）
	設置者（申請者）の名称、主たる事務所の所在地
	代表者の氏名、生年月日及び職名
	代表者の住所
	設置者（申請者）の定款、寄附行為及び登記事項証明書 等
	建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）並びに設備の概要
	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

	運営規程
	乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項
	役員の氏名、生年月日及び住所

3. 変更内容

変更内容	
変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

別紙「添付書類一覧（変更）」のとおり

第18号様式の7 (第20条の5関係)

特定乳児等通園支援事業者変更届出書 (利用定員の減少)

年 月 日

大府市長様

所在地 _____

届出者 氏名 (又は名称) _____

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の確認において定めた利用定員を減少したいので、同法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定に基づき、届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称			
事業所の所在地	〒 -		
	電話:		
	メール:		

2. 利用定員を減少しようとする理由等

	変更前の利用定員 (人)				変更後 (減少) の利用定員 (人)			
	(参考)				(参考)			
0~2歳	0歳	1歳	2歳	0~2歳	0歳	1歳	2歳	
現に利用している 小学校就学前子どもに対する措置								
利用定員を減少しようとする年月日								
利用定員を減少しようとする理由								

3. 添付書類

別紙「添付書類一覧 (変更)」のとおり

第18号様式の8（第20条の6関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書

年 月 日

大府市長様

所在地 _____

申請及び届出者 氏名（又は名称）_____

代表者氏名_____

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 -
	電話: メール:
確認を辞退する年月日	
確認を辞退する理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	

特定乳児等通園支援事業者確認取消通知書

年　　月　　日

様

大府市長

印

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

施設又は事業所	名称
	所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
確認取消年月日	年　　月　　日
取消理由	
事業者・事業所番号	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

第18号様式の10（第20条の8関係）

特定乳児等通園支援事業者確認停止通知書

年　月　日

様

大府市長

印

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者の確認の効力を停止しましたので、下記のとおり通知します。

記

施設又は事業所	名称 ----- 所在地
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名及び住所	
確認の効力を停止する期間	年　月　日　～　年　月　日
確認の効力を停止する内容及び理由	
事業者・事業所番号	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大府市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分に対する取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（大府市長に対して審査請求をした場合には、その裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として提起することができます（この訴訟において大府市を代表する者は、大府市長となります。）。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第4条第1項及び第2項の規定による乳児等のための支援給付の支給要件の認定に関する準備行為並びに第5条第1項及び第2項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認に関する準備行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、改正後の大府市子ども・子育て支援法施行細則の規定の例により行うことができる。